

'06.9

毎月1回20日発行 定価 1部60円
発行所 兵庫県商工連会
発行人 会長 土谷正男
神戸市中央区花隈町6の19
☎神戸(371)1261(代)〒650-0013
<http://www.shokoren.or.jp/>
編集人 澤田 功
印刷所 大和出版印刷株式会社
会員の購読料は会費に含んでおります

第 589 号

兵庫県 商工連会報

(題字は井戸知事)

Hyogo Prefectural Federation of Societies of Commerce and Industry



北近畿豊岡自動車道

北近畿豊岡自動車道(氷上―和田山)の間が七月二十二日に開通した。青垣インターチェンジ周辺では、十六日に完成記念イベント「ふれあいウォークin丹波市」が開かれ、地元の住民ら約二千人が、真新しい道路上でウォーキングを楽しんだ。コースは二つのトンネルを含む往復五キロ。参加者は同道路上を歩く最後のチャンスを満喫した。

県道路公社によると京阪神から但馬へ向かう観光客などが大幅に増加すると予想している。今後は、丹波地域の独自色を磨き、丹波の魅力を広くPRすることで地域活性化へ結びつけることが期待されている。

Contents

- | | |
|---------------------------|------|
| ■県連合会Letter | 2～4頁 |
| ・商工会地域活性化研究会、基本問題研究会 | |
| ・理事会、商工会理事研修会、管理者研修会 | |
| ・ひょうご女性再雇用就職奨励金 他 | |
| ■商工会Letter | 5頁 |
| ・地域のふれあい事業と地域振興事業(千種町) | |
| ・青年部・女性部若手後継者育成事業の実施決定 | |
| ■特集!! 消費者契約法
事業主の債務と役割 | 6頁 |

自立した商工会組織の確立を目指し

商工会地域活性化研究会



▲これからの研究会の進め方と論点構成について協議

立を目指す。委員は、兵庫県立大学教授や中小企業診断士など学識経験者に加え、県当局、各地区の商工会役職員等十一名で構成され、委員長に兵庫県立大学の瓦田教授、副委員長に本年四月に合併した南あわじ市商工会の志智会長を選出した。なお、委員の任期は二カ年。

県連合会は、七月十八日、第一回「商工会地域活性化研究会」を開催した。

同研究会は、市町合併や三位一体の改革など変革の時代であるからこそ、改めて商工会設立時の原点に立ち返り、「商工会合併等問題研究会」や「商工会財政問題研究会」等で議論してきた経緯・内容を踏まえ、商工会のあるべき姿を再認識するために設置された。できる限り早い時期に補助金依存体質から脱却し、自立した商工会組織の確



▲委員長の兵庫県立大学瓦田教授

当日は、平成十八年度同研究会の進め方と論点構成について協議された。これからの進め方として、兵庫県立大学と産学連携し、地域の元気企業を有機的に連携させ、養父市に産業クラスターを形成する取り組みをはじめた「養父市商工会」と、これまでタブー視されてきた収益事業に取り組み「南あわじ市商工会」など県内外の先進事例の

検証や、都市部の経営者等へのヒアリングを行い、商工会地域活性化の具体策を検討することにした。

その中で委員長から、「同研究会を二カ年設置するとは言うものの、非常に幅広く濃い内容であるため、今年度、三回では不足である」との指摘があり、開催回数を増やすこととなった。

また、兵庫県立大学の佐竹教授からは、「養父市のような産学連携の取り組みを県全域に広げるため、県商工会連合会と兵庫県立大学との連携協定締結をしてはどうか」など三つの提案があり、それを目指して研究・協議を進めていくことで合意した。

第二回基本問題研究会

県連合会は、七月三十一日、県商工会館において「第二回基本問題研究会」を開催し、次のとおり意見をまとめた。

役員定数及び役員選出地区の見直し

総会の議決機能を勘案し、商工会選出の役員総数（監事を除く）は商工会数の二分の一未満とする。従って、現在進められている合併協議が完了する時点

第二回理事会

県連合会は、七月十二日、県商工会館において、本年度第二回理事会を開催し、協議を行った。協議事項及び方針協議事項は商工連会報八月号に記載のとおりであるが、新たに次の方針協議を行った。

商工会職員退職金共済制度に係る要望の取扱い

六月三十日に開催された兵庫県商工会職員協議会の通常総代会で、職員の総意として、平成十五年九月九日付けの理事者側と職員側の協議確認事項の早期実現とともに、本年四月に改正

された「市町村退手組合」への準拠についても要望書が提出され、これを受けて退職金共済運営委員会が十分協議を行うこととした。

（確認事項は次のとおり）

- 一、職員退職金の給付水準は「兵庫県市町村職員退職手当組合」に準拠し、当分の間、その九十％とするが、資金充足率が改善すれば、限りなく早い段階で百％に戻すこととする。
- 二、業務外における死亡退職の取扱いについては、早急に協議・制度化する。

期については、定款の定めに関わらず、任期二年として改選を行い、全国連の任期に統一する。

その際、定款は本則の改正は行わず、付則条文で対応する。

尚、県下商工会の役員任期の統一は、過去の県連の要請の経緯もあり、現状の改選期及び任期を尊重することとする。

こうした内容については、ブロック会議等で十分に説明することとし、十二月の理事会等で正式に協議する予定。

役員任期と改選期

また、常任理事制度は平成十九年五月で廃止する。

原点・目的に立ち返ることが大切

商工会理事研修会

県連合会は、七月十四日、姫路商工会議所において「平成十八年度商工会理事研修会」を開催し、百十七名が参加した。

まず、第一部では、「商工会運営と役員の責務」と題し、新宮町商工会会長で、県連合会副会長の木南岩男氏が講演。同氏は、役員と協力し、八年間、朝の交通安全運動に取り組み、職場でも月に一度、地域清掃を行い、住民から「ありがとう」と感謝の声をいただくようになったとご自身の体験談を披露。また、日々の心がけとして、①大きな声であいさつをする。②名前を呼ばれたら、大きな声で返事をする。③脱いだ靴は揃える。「この三つを実践することができれば、



▲経済ジャーナリスト 杉本好正氏



▲熱心に受講する参加者

ば、社会のどこでも通用する」と心のあり方について述べた。

また、第二部では、経済ジャーナリストの杉本好正氏が、「存在感を発揮するための提言、これからの商工会に求められるもの」をテーマに講演。杉本氏は、昭和三十五年の商工会法施行時より、新聞記者として、商工会に関わってきた経験から、商工会向け補助金や市町合併に係る商工会合併についても造詣が深く、詳しく解説。また、「商工会には市町合併後の地域社会を

一体化させる大きな役割があり、合併は商工会を改革するチャンスでもある。今一度、法制化による商工会が昭和三十五年に全国各地で設立された、その時の原点・目的に立ち返ることが大切である」と提案した。

管理者研修会

県連合会は、七月六・七日、三田市・神戸三田新阪急ホテルで「商工会管理者研修会」を開催した。出席者は、県下商工会事務局長等六十一名。

研修会の冒頭、澤田専務理事から「団結」「連携」「挑戦」をキーワードに「商工会を取り巻く環境と管理者の責務」について話をした。

二日目は「管理者のためのコーチング」と題してOffice SMC・木村 卓氏を講師に、部下のやる気を引き出すためのコーチングの手法について学んだ。続いて、南あわじ市商工会・済藤事務局長が商工会合併のメリット・デメリット、合併後の課題等について発表した。

この研修を通して、個々の商工会の課題を共通・共有の問題として考え、また、職場の管理



▲団結・連携・挑戦をキーワードに話す澤田専務理事

者として、職員や会員への対応のあり方について再考した。

また、「第一回事務局連絡会」も併せて開催し、県連合会・安平事務局長より、各商工会の総（代）会の運営方法や気づいた点、巡回指導の実施について説明した。その他、今年度から設置した四つの研究会について、各担当課長より、目的や状況を説明し、取り組み事業などを報告した。

短信

七月二十六日 人事管理委員会 専門委員会

【協議事項】

- ①商工会等職員統一採用候補者試験について
- ②商工会等職員昇格試験について

—中小企業と共に45年—

商工会の共済事業として会員の福利厚生をお手伝いする

県共済

兵庫県火災共済協同組合
兵庫県共済協同組合

神戸市中央区中山手通7丁目28番33号（県立産業会館内）

☎ 078-361-8080(代) Fax 078-371-6757

ホームページ www.Ken-Kyosai.or.jp



最高の信頼を
めざして。

三井住友銀行

貯蓄共済融資制度 改正等研修会

県連合会は、七月十九日に、「六甲荘」において、「貯蓄共済融資制度改正等研修会」を開催し、五十三名が参加した。

研修では、澤田専務理事より、「平成十八年度県連重点施策と商工会を取り巻く問題」について、安平事務局長から、商工会の社会的責任をはじめ、あつせん融資に関する適正な審査のあり方などについて話があった。その後、山本チーフアドバイザーより、審査の事務手続き及び債権管理の留意点について説明を行った。

受講者アンケートでは、「具体的な指示、助言が聞けて良かった」「継続開催を希望」という意見が多かった。

商工会 ホームページ研修会

県連合会は、七月二十一日、神戸市・北野プラザ六甲荘において「商工会ホームページ研修会」を開催した。

研修対象は事務局責任者・情報担当者で、県下から二八名が参加した。



▲説明を行うベタビット(株)・伊藤浩代表取締役

テーマを「インターネットによる販路開拓の現状」とし、インターネットショップ・楽天市場を運営する楽天(株)及びオリックスBs公式サイト等をプロデュースするベタビット(株)から講師を迎え、ネット市場の現状やホームページ作成ポイント及び販売のノウハウ、ブログの活用等について具体的例を挙げ説明があった。

参加者の関心も高く熱心に聞き入り、質疑応答ではより身近にある問題を質問する場面もあった。また、「各商工会でも同研修会を開催したい」という声も上がっていた。

販路開拓への関心の高さを示す研修会であった。

ひょうご女性再雇用 就職奨励金

出産・育児による女性離職者の再就職は、希望どおりになかなか就職できない状況です。

このため、出産・育児による女性離職者を試行雇用した事業主に「ひょうご女性再就職奨励金」を支給することにより、女性の就職不安を払拭し、事業主の出産・育児による離職者への理解を深め、早期の再就職や雇用機会の確保を図ることを目的にしています。

《奨励金の仕組み》

再就職を希望される方(対象者)を原則三ヶ月の試行雇用をする事業主に対し、奨励金を支給。この奨励金における試行雇用とは労働者と事業主の有期の雇用契約で、一週間の所定労働時間が三十時間を下回らない雇用です。

《再就職を希望される方》

- 次の(一)から(五)までのいずれにも該当される方
- (一) 出産・育児による離職者で常用雇用を希望する女性
 - (二) 試行雇用の開始時の年齢が概ね三十五歳以上四十九歳以下の女性
 - (三) 試行雇用の開始時において

て県内に在住し、県内での雇用を希望する女性

- (四) 県が指定する男女共同参画センター等でセミナー・訓練当を終了した女性(ただし、セミナー等を終了していない場合でも対象となる場合があります。または、過去に雇用契約を結んでいた事業主に再雇用のため、試行雇用される女性(ただし、離職日から三年が経過していること)
- (五) 過去にこの制度を利用し、自己の都合等により離職したことがない女性

《お問合せ先》

兵庫県 健康生活部 少子局
少子対策課
電話番号
〇七八ー三四ー一七七一(代)

主な行事予定

11日(水)	青年部幹部講習会 (淡路市)
12日(木)～13日(金)	経営革新支援研修会 (南あわじ市)
16日(月)	情報化シニア検討委員会 (県商工会館)
19日(木)	商工会地域活性化研究会 (県商工会館)
26(木)～27日(金)	商工会会長・副会長研修会 (新温泉町・夢ホール)
	女性部全国大会及び 四十周年記念式典 (東京都品川プリンスホテル)

10月のいよみ

FJB

株式会社 富士通ビジネスシステム

神戸支社

〒650-0027 神戸市中央区中町通2-1-18
(日本生命神戸駅前ビル)
TEL (078) 371-0831



地域のふれあい事業と 地域振興事業 (千種町商工会)



▲入所者にあいさつ（清水会長）

千種町商工会（清水精一会長）は、地域住民とのふれあいを持つボランティア事業として、地元の特養養護老人ホーム『ちくさの郷』に商工会役職員等が訪問し、入所者との交流会を開催した。

これまで、同ホームの入所者に毎週楽しんでもらうようにと、地域の子供達による日本舞踊や懐かしい歌謡曲の演奏など工夫を凝らしてきた。

三回目を迎える今回は『民謡と演歌コンサート』を行い、一緒に歌ったり踊ったり、楽しい一時を過ごした。

最後にお礼として『手作りのレイ』がプレゼントされた。

商工会合併を控え、千種町商工会としては最後の事業となる



▲ジャンボガラガラ抽選会の模様

が、入所者からは来年も本事業を継続して欲しいとの声が多数あった。

また、地域振興事業として、同町青年部（工藤正吾部長）女性部（小野佳代子部長）は『妙見夏祭り』に参画した。

青年部は『ジャンボガラガラ抽選会』と模擬店を、女性部は『わなげ』をそれぞれ実施し反響を得た。

一方、歌謡ショーや漫才師による漫才も行われ、青年部企画の大型プラズマテレビ等豪華賞品が当たる『おたのしみ抽選会』も開催され、最後は打ち上げ花火が夜空を華やかに彩り幕を閉じた。

青年部・女性部若手後継者等 育成事業の実施決定

若手後継者等育成事業は、将来の商工会等の活動の担い手となる青年部・女性部の自主的な活動を支援し、地域中小企業の活性化の促進や地域振興等を目的とする事業で、各県民局の所管区域等において商工会等が連携を図り実施する事業を対象としている。

本年度は、次のとおり各地区で実施する。

《青年部》

阪神地区

・阪神若手経営者の事業基盤の強化事業

東・北播磨地区

・地域ブランド構築を目的とする異業種交流会、セミナー等

中播磨地区

・若手経営者・後継者人材育成セミナー

西播磨地区

・商工会・商工会議所青年部大会

但馬地区

・商工会青年部活性化事業

丹波・篠山地区

・顧客満足精神養成講座
・第二回ご当地グルメサミット

淡路地区
・淡路地区青年部大会

《女性部》

阪神地区

・女性部発「ニュービジネスの取り組み」講演会

東・北播磨地区

・「仕事を持つ女性の魅力」講演会

中播磨地区

・「心も身体も健康になる」講演会

西播磨地区

・「安心・安全なまちづくりを考える」講演会

環境問題リサイクル事業視察研修会

但馬地区

・女性部員資質向上のための研修会

丹波・篠山地区

・まちづくり推進事業

淡路地区

・女性の社会進出促進等の講演会

職員を代表する

唯一の団体として

（県商工会職員協議会）

県商工会職員協議会は、八月一日、県商工会館において役員改選後初めての理事会を開催した。黒石 真（杜町）新会長より「近年商工会運営とともに、

職員にとっても大変厳しい状況となっている。現在職員協議会は、職員を代表する唯一の団体として、労務問題を避けておれない状況にあり、協議会の役割と責任も大変重大になりつつある。こうしたことから、会員一人一人の声を反映できる協議会運営を行っていききたいとの挨拶。

その後、上程された二議案を審議し、本年度の活動が確認された。

なお、「職員協議会の運営に関する検討委員会」の設置については、正副会長で委員会を構成し、「職員協議会の位置づけ」「職員協議会の運営のあり方」を協議、検討していくことが承認された。



▲黒石 真（杜町）
新会長

なつ らく さい
夏 楽 祭

8月26日(土)

親水公園

お問い合わせ
上郡町商工会
TEL 0791-52-3710

消費者契約法 事業主の責務と役割

兵庫県商工会連合会でチーフアドバイザーを務めて1年余り、個人事業主さんからのこんな相談が多いのです。

「セールストークにのせられて、いろいろな設備（たとえば事業用の電話機システムなど）を買わされてしまった。消費者契約法とか、クーリングオフなどで契約を白紙に戻すことはできないだろうか？」
まったくプライベートな買い物なら別ですが、事業主として取引されたこのケースでは消費者契約法を理由に契約を白紙に戻すことはできません。なぜでしょうか？

一、消費者契約法のポイント

消費者契約法は、事業者と消費者の情報力・交渉力の格差に着目して、契約による消費者被害を救済する法です。事業者と消費者の間のすべての契約に適用されます。

「消費者」とは、個人のこと。「事業者」とは会社などの法人や団体のことです。商工業者など個人事業主も事業者とされます。たとえ小規模であっても個人事業主は、商品やサービスを提供する側ですから、消費者契約法による保護の対象ではなく、むしろ消費者契約法を守って、きちんとした取引をする責務と役割を負わされているわけです。最初のご相談は、そのことを今ひとつ理解されてい

(1) 消費者契約の取消し

誤認によって契約したとき

- ① 不実告知（事業者がウソや事実と違うことを言ったために契約してしまった）
- ② 断定的判断の提供（必ずもうかる、絶対確実などと言われて契約）
- ③ 不利益事実の故意不告知（事業者が都合の悪いことをわざと言わなかったせいで契約）

困惑によって契約したとき

- ① 不退去（「帰れ」といっても事業者が帰ってくれないので困って契約してしまった）
- ② 退去妨害（「帰らせて」といっても妨害されて帰れず、困って契約してしまった）

消費者は6ヶ月以内なら契約を取り消すことができる
（誤認に気づいた時、困惑の状態から脱け出た時から6ヶ月）
※ただし、契約締結の時から5年を経過すると取り消せなくなる

(2) 消費者契約の条項が無効となる場合

事業者の損害賠償責任を免除する条項（ex事業者は契約上、一切損害賠償の義務を負いません といった契約条項がある）

その条項はなかったことになる
事業者は民法・商法どおりの損害賠償責任を負う

消費者の損害賠償額などを予定する条項（ex消費者が契約を中途解約したら過大な違約金を払う といった条項がある）

消費者は平均的損害を超える賠償義務はなく、違約金の上限は年14.6%に制限される

その他消費者の利益を一方的に害する条項（これは広く消費者を保護する受け皿規定）

そのような条項は無効であって、なかったことになる

かったといえるでしょう。

むしろ、われわれは、自分たちが守るべき法律として、消費者契約法のポイント 次の2本

・電話回線がデジタル化されるので、今お使いの電話の買い換えが義務づけられました」
こんな勧誘で契約したら、消費者からは「不実告知」によ

二、具体例

柱（つまりこんなことをしてはならない）この2つを覚えておきましょう。
（1）消費者契約の取消し
（2）消費者契約の条項の無効
このことを詳しくしたのが左の図です。

三、事業者の責務と役割

このように、消費者契約法は、われわれが事業主の責務と役割について自覚することを求めている。

る契約の取消しができます。
・「家賃の支払いが遅れたら延滞料金の四〇%を違約金として支払え」
たとえば賃貸借契約にこのような条項があっても、年一四・六%を超える部分は無効ですから、消費者である賃借人は、無効部分の違約金は支払う必要はありません。

いるわけです。それは、商品やサービスを提供する側として、社会的責任と倫理を守るといふ当然のことが、近年はなおざりにされてきたからかもしれません。
事業の規模にかかわらず、事業主の役割は重いのです。法の精神を遵守し、自らの取引は慎重に、そして自律・自己責任で。われわれは、これを今一度、肝に銘じる必要があるのではないのでしょうか。

連合会チーフアドバイザー

前田 欣也